

令和3年度全国薬務関係主管課長会議  
説明資料

厚生労働省  
医政局経済課

## 目次（説明事項）

### （経済課）

1. 医薬品・医療機器産業の振興について	1
2. 医療用医薬品・医療機器の流通改善について	3
3. 医療用医薬品の安定供給確保について	4
4. 後発医薬品の使用促進について	6
5. 薬価調査及び特定保険医療材料価格調査について	8
6. 薬事工業生産動態統計調査について	9
7. 災害等の発生に備えた医薬品等の供給、管理等について	9
8. 新型コロナウイルス感染症対策としての医療機関等に対する 医療用物資の配布について	10
9. 漢方製剤等の安定供給確保について	13

## 1. 医薬品・医療機器産業の振興について

### 現状等

- 医薬品・医療機器産業は、国民の保健医療水準の向上に資するだけでなく、高付加価値・知識集約型産業であり、資源の乏しい日本にとって、経済成長を担う重要な産業として大きく期待されている。

#### 【医薬品産業の振興】

- 我が国の医薬品産業は、創薬競争環境、供給環境、制度的変化など、様々な環境変化に直面していることから、昨年9月に「医薬品産業ビジョン2021」を策定したところ。本ビジョンでは、以下の「革新的創薬」「後発医薬品」「医薬品流通」に焦点を当て、「経済安全保障」の視点を加えて産業政策を展開することとしている。
- 令和3年度税制改正大綱においては、「セルフメディケーション税制」について、制度の5年間の延長、対象医薬品の拡充及び手続きの簡素化が認められたところ。具体的には、自覚症状を訴える人の多い「腰痛・関節痛・肩こり」、「風邪の諸症状」、「アレルギーの諸症状」に対応する薬効に属する、非スイッチのOTC医薬品についても税制対象に追加された。2022年1月から新制度が施行されており、制度の利便性向上や国民への普及啓発に取り組んでいくので、ご協力をお願いしたい。

#### 【医療機器産業の振興】

- 医療機器については、臨床現場での使用を通じて製品の改良・改善が絶えず行われる等の特性を有していることを十分に踏まえて、臨床研究や承認審査に関する体制及び制度を整備していくことが重要である。

政府全体では、健康・医療戦略に基づき、「医療分野研究開発促進計画」における統合プロジェクトの一つとして、関係府省が連携し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）を中心に「オールジャパンでの医療機器開発プロジェクト」を推進した。

第2期「健康・医療戦略」においては、「医療機器・ヘルスケアプロジェクト」として、AI・IoT技術、計測技術、ロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化や、予防・QOL向上に資する医療機器・ヘルスケアに関する研究開発を進めている。

厚生労働省としても、今後の医療機器開発を担う医師の育成含め、医療現場のニーズに基づいて医療機器を開発できる企業の人材育成拠点の整備を支援する「次世代医療機器連携拠点整備等事業」を通じ、医療機器の開発に取り組む企業や研究機関等へ

の支援を行う。14箇所それぞれの医療機関ならではの特色を活かし、医療機器産業の振興につながる拠点を整備する。

- 平成28年に策定した「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及のための基本計画」の改定に向け検討を進めている。医療機器産業への期待や取り巻く環境の変化も踏まえ、研究開発や国際展開の推進、ベンチャー支援など、医療機器の開発に必要な取組、有事における医療機器の安定供給など議論を行っている。

#### 【医療系ベンチャーの育成支援】

- 医療系ベンチャーを育てる好循環（ベンチャーのエコシステム）の確立に向け、体制の整備や予算等の措置を行い、医療系ベンチャーを支援するための取組を進めている。
- 平成30年2月に「医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）」を立ち上げ、知財管理、薬事申請、経営管理、海外展開等、医療系ベンチャーが実用化に至る各段階で抱える課題への相談対応や、事業戦略の策定、人材交流、VC等投資家とのマッチング機会の提供等による各種支援を行うなどの取組を実施している。
- 令和元年10月からは、事前準備が不要な無料飛び込み相談窓口である「MEDISO Open Hours」を開設し、より気軽に相談可能な体制を整備するとともに、本相談も含め全国各地からオンラインで面談可能な体制となっている。
- また、医療系ベンチャーが事業・開発のパートナーとのマッチングを行うためのイベントである「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2021」を令和3年10月に開催したところであり、本年も同時期に開催する予定である。

#### 都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 今後とも国際競争力のある医薬品・医療機器産業の振興に向けて、施策の着実な推進を図っていくこととしているので、都道府県においても、必要に応じてご協力をお願いする。  
また、医療系ベンチャーの振興については、従来より経済産業省や文部科学省などの国の機関のほか、地方公共団体の商工担当部局や地域振興担当部局等において、取組が進められているところである。  
都道府県薬務主管課においても、医療系ベンチャーの更なる振興に向けて、関係部局

との連携を図りながら、引き続き積極的な対応をお願いする。なお、個別の企業からの相談があった場合には、MEDISO の積極的な活用をお願いしたい。

※MEDISO の連絡先（令和3年度委託事業）

医療系ベンチャー・トータルサポート事業事務局 (<https://mediso.mhlw.go.jp/>)  
株式会社三菱総合研究所  
〒103-0023  
東京都中央区日本橋本町2-3-11 日本橋ライフサイエンスビルディング 4階  
TEL：03-3548-0380 FAX：03-3548-0381  
E-mail：mediso@ml.mri.co.jp

医薬品産業の振興 担当者名 宗得課長補佐（内線 2524）

医療機器産業の振興 担当者名 赤星主査（内線 4112）

医療系ベンチャーの育成支援 担当者名 井澤専門官（内線 2545）

## 2. 医療用医薬品・医療機器の流通改善について

### 現状等

- 医療用医薬品の流通については、自由かつ公正な競争の確保とともに、公的医療保険制度下における取引の透明性・公正性を図る観点から、一次売差マイナスの解消、早期妥結と単品単価取引の推進といった課題の改善に向け、取組を進めている。
- 国が主導して流通改善に取り組むため、平成30年1月に策定した「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（流通改善ガイドライン）の改訂版を令和3年11月30日に発出し、本年1月から適用している。改訂版においては、単品単価交渉に基づく単品単価契約の推進、安定供給に必要なコストを踏まえた価格設定とその根拠と妥当性の説明、安定供給の確保など新たな視点も盛り込んでいる。
- 令和3年6月末に、地域医療機能推進機構における医薬品調達の入札に関して、医薬品大手卸3社及びその従業員7人が東京地裁から独占禁止法違反で有罪判決が言い渡されたところであり、また、11月9日には、国立病院機構が発注する九州地方の病院における医薬品調達の入札を巡り、卸売業者6社が談合の疑いで公正取引委員会の

立ち入り検査を受けた。談合は、公正かつ自由な競争を通じた価格形成を阻害する行為であり、厚生労働省としては、業界に対し、コンプライアンスの徹底と再発防止につき、厳しく指導を行っている。

- 医療機器の流通については、「医療機器の流通改善に関する懇談会」で取りまとめた「医療機器のコード化に関するとりまとめ」（平成23年6月）の更なる推進など、流通の効率化に引き続き取り組んでいく。

#### 都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 現行薬価制度は、薬価調査によって市場実勢価を的確に把握することを前提に成り立っており、医薬品の価値に見合った価格が医薬品ごとに決定されることが重要である。都道府県においては、引き続き、病院所管部局と連携して、所管する病院に流通改善ガイドラインの趣旨等を徹底いただくとともに、病院から相談があった場合に対応いただくなど、早期妥結、単品単価交渉に基づく単品単価契約の推進等に向けた取組への働きかけをお願いします。
- また、管区内の市区町村に対しても、運営する病院に早期妥結、単品単価交渉に基づく単品単価契約の推進等に向けた取組を周知徹底いただくようお願いする。

担当者名 石川流通指導官（内線2536）

担当者名 古宮流通指導官（内線2598）

### 3. 医療用医薬品の安定供給確保について

#### 現状等

- 昨年度末以降、中堅・大手の後発医薬品製造販売企業である小林化工、日医工、長生堂製薬が、薬機法違反により製品の出荷を長期間停止又は縮小しており、それが他社の製品の需給もひっ迫させている状況が続いていると認識している。
- これにより、患者の皆様を始め、処方する医師、薬剤師、また、卸売業者の皆様には、他の医薬品への変更等の調整への対応にご苦勞をおかけしている状況であると承知している。

- 厚生労働省としては、今般、医薬品供給不安が長期化していることにより、現場で医薬品の処方に大きな影響が生じていると考えられることから、まずその実態を把握するため、一連の問題が生じる前後（昨年 9 月及び本年 9 月）における医薬品の流通量を調査した。
- その結果、86%（約 4,100 品目）は昨年 9 月よりも供給量が多く、14%（約 700 品目）は供給量が減少していた。
- この結果を踏まえ、供給量が十分（105%以上）と考えられる品目のリストを公表し、これらの品目については、医薬品業界団体を通じて、年内を目途に当該品目を製造販売する企業に出荷調整の解除を依頼した。
- また、供給量が不足（80%以下）していると考えられる品目についてもリストを公表するとともに、関係する医療専門学会と代替薬への処方の変更や、優先的に供給すべき患者等について順次調整していく旨を周知し、あわせて、医薬品関連団体を通じて、優先的に当該品目を増産するよう依頼した。
- この他、令和 3 年 3 月に安定確保医薬品が選定されたことを踏まえ、医療用医薬品の供給不足時の対応スキームを策定、製薬団体に周知、医薬品卸売業者に対しては、必要な場合には、医薬品製造販売業者が行う対応への協力など、医薬品の安定供給と円滑な流通に協力いただくよう依頼した。
- 医薬品の供給不安については、製法の見直しを必要とするものもあり早期の改善を図ることが困難であることから、引き続き、医療現場での医薬品の供給状況を注視しつつ、関係者と連携しながら必要な対策を講じてゆく。  
具体的には、
  - ・ 医療上特に必要と考えられる医薬品について、代替薬の検討（学会と検討中）
  - ・ 医療用医薬品の供給状況を一元的に発信するための仕組みの検討（業界団体と検討中）
 などについて、早期に実現できるよう対応していく。

#### 都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 都道府県においては、引き続き管内製造販売企業に対し、医療用医薬品の安定供給に

についての指導について、ご協力をお願いしたい。

担当者名 澤田石薬価等相談専門官（内線 4058）

担当者名 大畑医療用物資等管理係長（内線 4468）

#### 4. 後発医薬品の使用促進について

##### 現状等

- 後発医薬品の使用促進については、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものであり、極めて重要な施策である。
- 後発医薬品の数量シェア目標については、これまで段階的に高める目標を定めてきており、新たな目標としては、令和3年6月の骨太方針2021において「2023年度末までに、全ての都道府県で80%以上」と定められた。
- 後発医薬品の数量シェアについては、これまでの取組によって着実に増加し、医薬品価格調査（薬価本調査）の速報値では、2021年（令和3年）9月に79.0%となっている。
- 後発医薬品の現下の状況は、昨今の大手・中小の後発医薬品製造販売業者の業務停止処分や供給不安により、医療機関や患者の後発医薬品に対する不安や不信が生じている状況。
- 使用促進に当たっては、まずは後発医薬品への信頼回復・安定供給が重要であることから、
  - ・業界において、不適正事案の検証・分析、各社自己点検等を実施
  - ・厚労省において、共同開発・製造管理体制に関する承認審査時における新たな対応を通知、製造所に対する一斉無通告立入検査の実施、供給状況の確認や増産の要請等を実施しており、現下の供給不安に対しては「同一成分製剤」（代替品）の供給増加が可能な企業へ増産を要請するとともに、安定供給に資する供給方策を検討するなど、信頼回復や安定供給に向けて引き続き官民一体で取組を進めることとしている。



- 令和4年度予算案においては、「後発医薬品の安心使用促進のための協議会」（都道府県協議会）の運営や「汎用後発医薬品リスト」の作成などに関する事業を実施するとともに、特に後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県を重点地域として指定し、各地域における個別の問題点の調査・分析などを行うための経費を引き続き計上している。

※ 都道府県協議会等の都道府県向け委託費

令和3年度予算 183百万円 → 令和4年度予算案 183百万円

- 今後はバイオシミラーについても使用促進が必要である。このため、有効性・安全性等への理解を得ながら研究開発・普及啓発への取組を進めている。

#### 都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 後発医薬品の更なる使用促進のためには、地域の実状に応じたきめ細かな取組が重要であり、都道府県においては、引き続き、都道府県協議会を中心に、使用促進に向けた取組を進めていただくようお願いする。
- その際、地域の医師会や薬剤師会等との連携に加え、医療費適正化に関わる関係者との連携も重要となるため、都道府県協議会と保険者協議会を合同で開催するなど関係者の連携をお願いする。
- 特に、①市区町村又は保健所単位レベルでの協議会の設置、②「汎用後発医薬品リスト」（※）の作成については、地域の実状に応じた取組が進むことが期待されることから、更新も含めて積極的な取組をお願いする。  
※ 地域の医療機関や薬局における後発医薬品の採用に資するよう、地域の中核的な役割を果たす医療機関で採用されている後発医薬品をまとめたリスト
- また、日本ジェネリック製薬協会では、会員会社の協力を得て後発医薬品の工場視察を実施している。工場視察は後発医薬品の品質に関する医師等の理解促進の一つとして極めて有意義と考えられるので、積極的な活用をお願いする。
- このほか、後発医薬品の更なる使用促進を図るためには、地域における後発医薬品の使用割合を決定する要因を分析し、その課題を明確化するなど、きめ細やかな対応を行うことが必要であると考えられることから、保険者等と連携して、保険者の保有する分析ツールを活用するなど、積極的な取組をお願いする。

担当者名 千葉後発医薬品使用促進専門官（内線 8463）

担当者名 井澤開発等戦略相談専門官（内線 2545）

## 5. 薬価調査及び特定保険医療材料価格調査について

### 現状等

- 薬価調査については、薬価の市場実勢価を把握するため、これまで2年に1回の頻度で実施してきたところ、過去の累次の決定事項に基づき、毎年薬価調査を実施することとなった。このため、中間年に当たる令和2年度においても、中医協における調査計画についての審議結果を踏まえ、販売側調査については、従来の全数調査ではなく、3分の2（67%）の抽出率の抽出調査とし、購入側についても従来の半分の規模で実施するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、一定の負担軽減を図った上で、薬価調査を実施した。（なお、令和3年度については従来の本調査と同規模で調査を実施）
- 特定保険医療材料価格調査については、薬価調査と同様に市場実勢価格を把握するために、特定保険医療材料価格調査を2年に1回実施している。なお、平成29年11月24日の中央社会保険医療協議会保険医療材料専門部会において、毎年価格調査及びその結果に基づく価格改定については、薬価制度の動向をみつつ、引き続き検討することとなっている。
- なお、上記の薬価調査及び特定保険医療材料価格調査については、平成29年度の調査から都道府県を経由せず、直接国が調査を実施することに変更となっている。

### 都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 本年も、客体精密化調査を実施するため、引き続きご協力をお願いします。また、昨年新型コロナウイルス感染症の影響により中止した他計調査については、今後の感染状況等を勘案して、実施の可否を検討する予定である。  
なお、具体的な調査の方法等については、追って連絡する。

担当者名 大山 薬価係長（内線 2588）  
担当者名 佐久間材料価格係長（内線 4159）

## 6. 薬事工業生産動態統計調査について

### 現状等

- 薬事工業生産動態統計調査は、医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産等の実態を明らかにすることを目的としており、調査結果は広く公表され、行政や企業活動の場で活用されているところである。

### 都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 新規で製造販売業許可を取得する業者に対して、本調査の報告義務があることの周知をお願いします。具体的には、業者に製造販売業許可証を発行する際に、厚生労働省から都道府県に提供済みのチラシ「製造販売業許可を取得された皆様へ」の配付をお願いします。
- 調査客体について、医薬品医療機器申請・審査システムの製造販売業許可台帳により管理しているため、新規で製造販売業許可を取得した業者、廃止届出した業者に関する情報は必ず当システムに入力をお願いします。
- 本調査の調査票データを都道府県の統計等に利用する場合は、統計法第 33 条第 1 項に基づくデータの二次利用申請が必要。事務手続きに約 2 ヶ月要するため、遅くともデータ利用開始日の 2 ヶ月前までには申請書を厚生労働省に提出するようお願いします。

担当者名 田村調査統計係長（内線 2532）

## 7. 災害等の発生に備えた医薬品等の供給、管理等について

### 現状等

- 昨年においても台風などの災害による人的・物的被害の発生がみられたが、こうした中、関係都道府県・市町村におかれては、医薬品等の安定供給の確保にご協力をいただき、感謝申し上げます。
- 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保のため、都道府県には「厚生労働省防災業務計画」に基づき、有事における医薬品等の調達・供給スキーム、関係者間の連絡体制等を内容とする「医薬品等の供給、管理等のための計画」を備えているところである。

#### 都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 非常災害時には、当課から都道府県薬務主管課に連絡し、被害状況等の報告を依頼することとしているので、非常災害発生時には、迅速な対応をお願いします。
  - ※ 非常災害とは、東京 23 区内・震度 5 強以上、その他の地域・震度 6 弱以上等を目安とする（厚生労働省防災業務計画より）。
- 首都直下地震や南海トラフ地震への様々な対策が呼びかけられていることも踏まえ、今後も、有事の際に効果的な対応ができるよう適宜計画や医薬品の備蓄状況等の再点検を行っていただくとともに、引き続き医薬品等の調達・供給スキーム等について、平時より地域の関係団体等と情報・認識の共有を図られるようお願いする。
- 災害応急対策のために備蓄しているマスク、消毒薬等は、新型コロナウイルス感染症対策のための備蓄と相互に兼ねることが可能である。新型コロナウイルス感染症の拡大により衛生部局又は民生部局においてマスク等を迅速に調達することが困難である場合には、防災部局の備蓄を活用する（またはその逆）など、必要に応じて他の部局に放出を依頼し、依頼を受けた部局は機動的にこれに応えるよう対応をお願いします（「新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の物資の確保と積極的な融通について」（令和 2 年 6 月 12 日付事務連絡））。

担当者名 岩橋主査（内線8485）

## 8. 新型コロナウイルス感染症対策としての医療機関等に対する医療用物資の配布について

## 現状等

- マスクなどの個人防護具については、医療現場で需給がひっ迫した状況を踏まえ、これまで国で必要量を調達し、必要な医療機関に無償配布を実施し、また備蓄してきた。
- 都道府県におかれては、日頃から、医療現場の需給状況の把握や備蓄確保、配布等にご協力いただいております、大変感謝申し上げます。
- 現在は、個人防護具の需給動向を踏まえ、
  - ・ サージカルマスク、N95等マスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋について、新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関での不足に緊急に対応する仕組み（プル型配布）を引き続き実施するとともに、
  - ・ インフルエンザ流行に備えた体制整備や、新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備のため、サージカルマスク、N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の配布を行っている。
- 最近の新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大により、抗原定性検査キットの需要が急速に伸び、地域によっては入手しづらい業況が生じた。

厚生労働省において、メーカーに対して国が買取保証をして、当面、一日80万回分までの増産を要請している。医療機関向け、有症状者に対する行政検査、濃厚接触者で社会機能維持者である方の待機期間短縮のための検査、自治体が行っている無料検査の継続のために必要なキット量を全体として確保している。

また、増産要請のみならず、抗原定性検査キットの需給が安定するまでの間は、必要などころに確実に抗原定性検査キットが供給されるよう、優先付けと供給のコントロールも行っている。
- パルスオキシメータについては、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」において自治体に予め69万個を確保いただき、その他企業在庫もありますが、今後感染が拡大しても、確実にお届けできるよう、供給量を確保にすべく厚生労働省において、メーカーに対して買取保証をして増産を要請している。
- 感染の急拡大時、酸素配管が間に合わない等緊急的に需要が生じた都道府県の酸素供給体制を確保するため、酸素濃縮装置を一定数厚生労働省が借上げ、申請のあった都道府県へ無償貸与している。

## 都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 令和2年6月26日付け事務連絡「医療従事者の医療用物資の医療機関等への配布について」や令和3年6月9日付け事務連絡「医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について（その6）」、令和3年12月23日付け事務連絡「「新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備に係る医療用物資の配布について」の一部改正について」などで医療用物資担当者あてご連絡している国の配布事業について、配布先の選定や配送実務など、引き続き各都道府県の協力をお願いします。
- 今後、感染拡大等による需要急増や輸入減少が生じ、医療現場の需給が逼迫した場合でも、迅速かつ円滑に供給がなされるよう、継続して個人防護具を確保・備蓄し、必要に応じて医療機関等に配布を行うことにしている。
- また、各都道府県におかれても、緊急時等の対応に向けて必要な備蓄を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム（G-MIS）も利用しながら、必要な医療機関等に対して、都道府県備蓄からの放出による配布も行っていただくようお願いする。
- 抗原定性検査キットの需給が安定するまでの間は、必要などころに確実に抗原定性検査キットが供給されるよう、優先付けと供給のコントロールも行っている。そのため、行政検査を行うにあたり必要な実需を踏まえた発注をお願いするとともに、行政検査以外についても、実需を超えた発注を控えていただくよう、抗原定性検査キットの供給が増加するまでの当面の措置としてご理解ご協力をお願いします。
- パルスオキシメータについては、厚生労働省において、メーカーに対して買取保証をして増産を要請しているが、各都道府県においては、市区町村へも周知いただき、足下の感染状況だけではなく、次の波にも早めに備えるよう、必要な台数を改めて精査し、2月中を目途に追加購入頂くようお願いする。
- オミクロン株の感染流行を踏まえた医療提供体制の対応強化について（令和4年2月8日付け事務連絡）にもあるように、体育館や仮設プレハブ等を活用した臨時の医療施設や入院待機施設において中等症以上の患者の療養を想定し、酸素療法を提供する場合には、多くの酸素濃縮装置を設置するのではなく、同時に多数の患者に対して酸素投与を行うことができる簡易的な酸素配管の方が短期間での整備が可能であるた

め、積極的に検討いただきたい。

担当者名 宮崎課長補佐（内線8481）

担当者 赤星主査（内線4112）

## 9. 漢方製剤等の安定供給確保について

### 現状等

- 生薬及び漢方製剤については、医療現場での有用性の評価の高まりなどを背景として年々需要が増加しており、直近5年間の生産金額は、医療用漢方製剤等で約11.4%増、一般用を含む全体では約18.7%増と堅調に推移している。
- 一方で、原料生薬の調達先が特定の国に集中することによって安定供給に支障を来すことのないよう、日本医療研究開発機構（AMED）を通じた薬用植物の生産技術等に関する研究事業を実施するほか、農林水産省の事業である「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業」に厚生労働省も参加し、生薬の原料となる薬用植物の国内栽培の推進に向けた取組を進めている。
- 本事業において、平成28年度より「薬用作物の産地化に向けた地域説明会および相談会」を全国各地で開催している。ここでは、薬用作物の産地化を志向する地域の自治体の担当者、生産者等を参集し、農林水産省、厚生労働省、医薬基盤・健康・栄養研究所及び日本漢方生薬製剤協会より、薬用作物の生産及び需給情報等についての説明及び出席者との意見交換を行い、産地化希望者と実需者間のマッチングを行っている。

### 都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 厚生労働省からは、漢方製剤の市場動向、医薬品医療機器法に基づく食薬区分、日本薬局方等による品質確保、薬価などについて説明を行う予定であるが、生産者から都道府県薬務課に対して医薬品医療機器法に関する質問や相談があった場合には、適宜ご回答をお願いする。  
また、薬用作物の産地化について生産者等から質問があった場合は、「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業」事業実施主体をご紹介いただくようお願いする。
- 本事業は、農林水産省と共同で行っているものであり、都道府県薬務主管課におか

れても、農政担当部局との連携・情報共有をお願いします。

担当者名 高杉企業係長（内線4111）